

## 1 科目内容・目標

従来、「法的文書作成の基礎」「ロイヤリング」「調停・仲裁の手続」で実施されてきた民事弁護に関する実務科目をひとつの科目としてまとめ、単位数も各1単位から2単位にした授業である。基本的には、従来の3つの科目を合体したものであるが、新たな可能性を模索し、法律実務家2人による実践による指導を中心とする授業である。

法律実務家の活動はすべからず、生きた人間との接触から始まる。問題(紛争であれ取引であれ)を抱えた主体は固有の長い歴史や背景を有しており、当該問題は具体的な状況の中から生じ、各事案毎の強烈な個性を持っている。また、問題解決を必要としている現場では感情と利害が激しく渦を巻いている。そのような問題を解決に導くには、優しく・繊細で・包容力のある人間的な力をもって、相互の信頼関係の樹立、適切な対話による必要な情報の取得、伝達や共有、法的分析やこれに基づく複合的なリスク・各種選択肢などの策定・説明と理解の促進、対応方針の主体的選択などが、円滑に進められなければならない。また、迅速で実情に沿った解決を図るためには、早期の段階で相手方との適切な対話が開始されることが、極めて重要である。1対1の紛争案件だけでなく、例えば再建型の倒産処理など、多数の利害関係人の中での合意形成がテーマとなる案件も多く、そのための多面的な対話の在り方も、非常に重要な課題となる。

民事弁護実務基礎では対話を核とした民事実務や問題事案のマネジメントの在り方を中心に、民事事案へのかかわりの初期段階である依頼者の聞き取りから、紛争関係人との折衝、解決の取りまとめ、フォロー・アップの段階まで、グループワーク、ロール・プレイや具体的な事例の検討を通じて、基本的な理念や具体的な技法を理解すること、及び、これらを踏まえて自分のことばで法的対話を遂行し民事紛争をマネージする基礎的な力を付けることを、目標とする。

## 2 授業の基本方針

授業は、平成23年3月12日(土)、19日(土)、26日(土)の三回に分かれている。

各授業時間は、第1時限から第5時限まで(5コマ)の予定

様々なロール・プレイを実施するので、院生の積極的な参加(発言、記録、役割を演じることなど)が必須である。

## 3 成績評価

授業出席(40%)、授業での応答その他参加・取り組み姿勢(30%)、授業のレポートの内容(30%)を総合して評価する。試験は行わない。

## 4 教材

教科書は指定しない。

参考書としては以下の書籍を挙げておくので参照されたい。

- ・小島武司監修『実践民事弁護の基礎—訴え提起までにすべきこと』レクスネクシス、2008年
- ・大澤恒夫『法的対話論』信山社、2004年

## 5 授業計画

### 1 3月12日(土)(大澤担当)【基礎編】5コマ

- 紛争をめぐる法システムと実務家の活動の場

グループワークと振り返り、ファシリテーション(話し合いとはどういうことか、紛争当事者間の話し合いにおける弁護士などの関与の役割は何かなど)の講義

- 対話の理念と技法—ロール・プレイと実演を行う。
- 交渉事案を考える
- 相談、交渉をめぐる諸理論など  
(尚、授業中に次回の授業のガイダンスを小林が実施する)

### 3 3月19日(土)(小林担当)【実地訓練編】5コマ

- 右図のように、相談者役の院生が相談を受けてその場で解決する訓練
- 交渉事案の実地訓練(相手方弁護士との交渉)
- 右図のように、仲裁をまとめる訓練を考えているが、参加人数によっては別の方法を採用する。

### 4 3月26日(土)(大澤・小林)【全体講義】5コマ

第1第2時限: 事例問題の提示、紛争解決手段の選択、法的文書の作成(例: 依頼者に対する意見書・リーガルレポートなど)

第3～第5時限: 講師らの相談・交渉の理念と技法の紹介、失敗談等 感想レポートの作成。

#### 1 相談事件について

相談者

相談対応弁護士役

①	A
②	B
③	C
④	D
⑤	E



F
G
H
I
J

#### 2 交渉事案についての交渉・仲裁の実践編

担当者

①	申立人側の相談	A, B 弁護士,
②	相手方の相談	C, D 弁護士
③	仲裁人を挟んでの交渉	仲裁人: E, F
④	仲裁人からの和解案提示	仲裁期日として審理
⑤	和解? 決裂?	
⑥	まとめ・全体の感想	全員